

日本共産党市会議員団が 2008年度予算要求書を提出

日本共産党宇治市会議員団は、12月21日、宇治市の来年度予算編成にあたっての要求書を久保田市長に提出しました。この要求書は、市民から寄せられた要求をもとにまとめられたもので、合計273項目になります。これらの市民意見が実現できますよう一層奮闘します。ご意見をお寄せください。

重点要求

- 【1】学校給食・保育所の民営化やゴミの有料化など「行革」はしないこと。国保料は引下げること。とりわけ高齢者への増税や負担増は元に戻すこと。
- 【2】原油の高騰による高齢者や低所得者、灯油を大量に使用する福祉施設や中小企業などの影響調査を実施し支援策を講じること。国に対し便乗値上げや不当な単価の押し付けをやめさせるよう働きかけること。
- 【3】子どもの医療費無料制度を拡充すること。
- 【4】介護保険は、保険料の軽減を拡充し、利用料の軽減を実施すること。特別養護老人ホームの増設を行うこと。
- 【5】障害者のサービス利用の負担を軽減するとともに、施設運営を援助すること。
- 【6】30人学級を実現すること。
- 【7】耐震補強や老朽校舎の建替など、学校施設の整備を速やかに実施すること。教室にクーラーを設置すること。安全対策を強化すること。
- 【8】住宅改修、住宅耐震改修への助成制度を早期につくること。
- 【9】景観計画の中に、景観地区指定を位置づけること。
- 【10】後期高齢者医療保険制度の中止・撤回を求めること。
- 【11】コミュニティバスを運行すること。
- 【12】天ヶ瀬ダム再開発・1500トン放流計画を見直し、宇治川堤防の安全対策を講じること。
- 【13】「山城地区市町村連絡協議会」など3組織の解散に伴う新しい組織の設立はやめること。同和行政を直ちに終結すること。
- 【14】「太閤堤」を文化遺産として保存すること。
- 【15】開浄水場の廃止をしないこと。
- 【16】憲法改悪に反対し、憲法を暮らしにいかすこと。

部局別要求

〔市長公室〕

- 【1】災害ハザードマップを作成・公表すること。洪

**日本共産党
宇治市会議員団だより**

2008.1 電話20-8749 fax24-7884

日本共産党宇治市会議員団の予算要求について報告します。

水予防や避難・体制・資機材など抜本強化を図ること。

- 【2】障害者の職員採用を拡大すること。
- 【3】個人情報流出事故を根絶するとともに、「過剰」な情報隠しはやめること。
- 【4】市民を有事体制に動員する「国民保護計画」は中止・廃止すること。
- 【5】公益通報制度を創設すること。

〔政策室・財務室〕

- 【1】パブリックコメント制度や市民オンブズパーソン制度を創設すること。各種審議会等の開催通知・傍聴・資料配布・会議録の公開など情報公開を拡大すること。
- 【2】市民サービス後退になる、人員削減、公共施設の管理の民間開放、市の事務事業の廃止・統合などは行わないこと。
- 【3】青年の市政参画をすすめるとともに、新婚・青年むけに家賃補助をすること。

〔総務部〕

- 【1】一般競争入札を拡大すること。小修理などは簡易業者登録制度をつくり、地元零細業者に仕事をまわすこと。
- 【2】談合防止対策を強化すること。
- 【3】公共事業は、生活密着型に転換し、中小業者・市内企業に発注すること。
- 【4】「公契約条例」を制定すること。
- 【5】ウトロの地区のまちづくりは、地区全体を対象に、公営住宅建設をはじめ住環境整備に早期に取り組むこと。
- 【6】「非核都市宣言」をいかし、いっそう平和事業を充実・拡充すること。
- 【7】在住外国人の「地方参政権」を実現すること。
- 【8】大久保・黄檗自衛隊基地の縮小・撤去を国に求めること。

〔消防本部〕

- 【1】伊勢田分署を早期に移転・新築し、救急隊を配置すること。
- 【2】消防隊の人数を5人にもどすとともに消防職員を大幅に増員すること。
- 【3】消防団員の報酬増額や出動手当て増額など、処遇を改善すること。女性消防団の充実につとめること。
- 【4】防火水槽、消火栓、耐震貯水槽を増設し、町内会・自治会の消火器詰替え助成を拡大すること。
- 【5】AEDを公共施設に設置すること。
- 【6】マンション建設は必ず梯子車活動空地を設け

させること。

- 【7】消防力低下につながる消防の「広域化」は推進しないこと。

〔市民環境部〕

- 【1】農家への価格・所得補償を行うとともに、担い手農家への支援を制度化すること。
- 【2】納税猶予適用農地を（担い手認定農家などに）貸したり、交換したり、農協などに受託経営させることを認め、農地を拡大・保全すること。農業用倉庫等の用地は、納税猶予適用農地とすることを国に求めること。
- 【3】農業後継者・新規就農者への支援を行うこと。
- 【4】畑地への水利（井戸）設置を支援すること。
- 【5】市民農園制度を拡充すること。
- 【6】松枯れ対策を強化すること。間伐の促進や活用など林業を振興すること。
- 【7】貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。マル宇融資制度を無利子にするなど拡充すること。教育費などへの緊急助成制度、住宅ローンつなぎ融資制度をつくること。
- 【8】「中小企業・地域振興基本条例」を制定すること。
- 【9】「商業近代化地域計画」・「実施計画」を生かし商店街づくりをすすめること。商店街活性化のため、カラー舗装・駐車場整備など進め、空店舗計画などへの補助限度額を引き上げること。
- 【10】商業施設出店の調整を行うための「宇治市特定商業施設の出店及び営業に伴う住環境の調整に関する条例」をつくること。大型店の出店を制限し、撤退計画についても影響調査を実施し、必要に応じて中止・変更を勧告すること。
- 【11】訪問販売のトラブル解消、消費者契約法やPL法の市民啓発・相談業務を強化すること。
- 【12】最低賃金の引き上げをはかり、労働時間短縮をすすめること。派遣、請負、パート、アルバイトなど非正規雇用の実態調査を行い、労働条件を向上させること。就職を斡旋・サポートする窓口と部署を設置すること。
- 【13】「労働者福祉共済制度」「パート労働者退職金制度」を創設すること。
- 【14】偽装請負・サービス残業・退職強要など職場の無法をやめさせ、失業者に対する臨時「つなぎ就労」制度を創設し雇用保険の拡充などで失業者の生活保障を求めること。
- 【15】高齢者事業団やシルバー人材センターなどの育成強化をはじめ、中・高齢者の雇用促進をはかること。
- 【16】勤労者住宅融資制度の融資額を引上げ、利子の引下げをすすめること。
- 【17】集会所を不足している地域に新設すること。

維持修繕費を増額すること。民間集会所改修助成の予算を拡大するなど拡充すること。

- 【18】コミュニティセンターを中学校区ごとに設置し、行政サービスコーナーを設け、出張所・支所機能をもたせるように拡充すること。
- 【19】槇島の工業集積地域に下水道・水道などインフラ・産業基盤を整備し、新駅を設置すること。
- 【20】企業の排水・騒音・大気汚染などに対し強く指導すること。
- 【21】せっけん使用の啓発等、家庭雑廃水による地下水・河川汚濁を防止すること。
- 【22】廃油の再利用・燃料化などをすすめること。
- 【23】騒音規制区域を市内全域に拡大すること。
- 【24】産業廃棄物などの不法投棄を許さないこと。残土規制条例を制定すること。
- 【25】地球温暖化対策地域推進計画は実効性ある計画とすること。
- 【26】ゴルフ場・太陽が丘・植物公園などの農薬・肥料の使用を厳しく規制すること。
- 【27】ゴミ収集の有料化をせず、減量化・再資源化・リサイクルを推進すること。分別収集を徹底すること。
- 【28】名木百選は、樹医制度活用など保全対策を強化すること。
- 【29】野鳥・動植物の実態調査にもとづき、その保護対策を強めること。
- 【30】各駅の駐輪場を終電車まで開設すること。
- 【31】青少年がスポーツや集会など、自由に使える専用施設をつくること。
- 【32】音楽・演劇・映画など多彩な芸術活動ができる空間、稽古や練習が気軽に安価にできる施設を建設すること。
- 【33】住民基本台帳ネットワークシステムから離脱すること。
- 【34】真に男女平等の宇治市を実現するために、雇用の場における賃金格差など男女差別を是正し、DV対策の強化、苦情・相談窓口の拡充など取り組むこと。
- 【35】家畜・家きん類の伝染病に対する体制強化をはかること。

〔建設部〕

- 【1】府道や市道の渋滞解消、道路拡幅・右折レーン設置など交差点改良を行うこと。また、歩道・信号設置など安全な道路づくりをすすめること。
- 【2】古川、井川、名木川、戦川、仁良川、弥陀次郎川、西宇治都市下水路の改修を急ぐこと。水害を根絶するために雨水貯留施設建設、排水性舗装などをすすめること。
- 【3】下水道の整備が遅れる地域は、側溝整備促進など特別の対策を講じること。
- 【4】市営住宅を新・増設し、高齢者・母子・障害者など優先入居枠をつくること。借主死亡後の家族の追い出しを強行しないこと。収入基準の引き下げをしないよう国に求めること。収入基準をこえた住民の追い出しや家賃値上げはしないこと。民間賃貸住宅の家賃補助制度の創設をはかること。
- 【5】マンション問題の相談窓口を設置するとともに、管理組合への援助や分譲時の消費者保護の強化など総合的施策を実施すること。
- 【6】中小河川は、自然回復型改良をおこなうこと。
- 【7】宇治川河川敷にジョギング・サイクリングロード新設をもとめること。
- 【8】電線類の地中化事業を推進すること。

〔都市整備部〕

- 【1】「まちづくり条例」は、開発周辺住民の同意を重視し、協力金は廃止しないこと。住民参加のまちづくりを推進すること。
- 【2】建築確認審査の法定期限が守れるよう体制を強化すること。民間機構での建築確認は市との事前調整を実施し行政の監視機能を強化すること。
- 【3】マンション開発にともなう駐車場は一戸に一台以上を確保させること。
- 【4】下水道を促進すること。水洗化融資は限度額引上げと利子引下げをすすめ、低所得者に対する接続工事費助成制度を創設すること。
- 【5】多目的広場、大・中規模公園の建設をすすめること。
- 【6】黄檗公園野球場の改修を早期に実施すること。
- 【7】鉄道駅ホームの転落防止対策を講じること。
- 【8】JR奈良線に新型A T Sを早期に設置すること。列車識別装置の導入で踏切遮断時間を短縮させるとともに、障害物検知装置を全踏切に設置させること。踏切を拡幅整備し、「生活踏切」の安全対策を講じること。
- 【9】JR木幡・新田駅の跨線橋に屋根を設置させること。
- 【10】ターミナル機能を持った駅前整備をすすめ、駅と住宅地・公共施設などをつなぐバス路線を充実すること。
- 【11】近鉄の連続立体・高架化をすすめ、車両の増結・増発と小倉駅に急行を停車させること。
- 【12】植物公園は、市民参加で運営やあり方を見直すこと。
- 【13】木幡池の河川区域を公表し、親水性を高めるとともに、水害をふせぐこと。
- 【14】「交通バリアフリー計画」は、近鉄大久保駅周辺・JR宇治駅周辺にとどまらず、近鉄小倉駅・JR六地藏駅など各駅・周辺のバリアフリーをすすめること。
- 【15】交通指導員を増員すること。
- 【16】信号機を増設し、停止線など路面表示を増やすこと。障害者用信号機を増設すること。

〔水道部〕

- 【1】府営水道の必要以上の「割当て水量」を減らすこと。
- 【2】乙訓水系との一元化やダム開発や設備投資を理由にした府営水の値上げに反対すること。
- 【3】アスベスト管・老朽管を早急に取り替えること。
- 【4】地元の水道業者の育成につとめること。
- 【5】多水源化、ブロック化などをはかり、水道施設に自家発電機の設置など災害時対策を講じること。

〔健康福祉部〕

- 【1】介護保険で高齢者・家族の緊急事態に対応できるように、ショートステイのベッドを確保すること。
- 【2】介護ベッドや電動車イスへの独自助成制度を創設すること。
- 【3】老人医療費助成制度を拡充すること。後期高齢者医療は高額の保険料にならないようにすること。
- 【4】在宅高齢者等紙おむつ等購入助成事業については、対象者、支給内容を拡充すること。
- 【5】介護激励金の増額をはかること。

- 【6】高齢者の自主的な活動を積極的に支援し、老人園芸広場、ゲートボール場などの確保をはかること。
- 【7】高齢者住宅改造制度を拡充すること。
- 【8】認知症などのグループホームを増設し、低所得者でも利用できるよう補助すること。
- 【9】高齢者・障害者などにバス運賃の助成を行い、敬老祝金の毎年支給を復活させること。
- 【10】地域福祉センターを計画的に増設すること。
- 【11】「宇治市障害者福祉基本計画」の見直しにあたっては実施計画を明確にすること。レスパイトケアを充実すること。
- 【12】障害者グループホーム建設・運営への補助をすること。
- 【13】障害者への雇用確保、公的就労の拡大を図り、民間企業の就労の実態調査などを実施し、市が積極的に支援すること。
- 【14】障害者区分認定について実態にあった認定にすること。
- 【15】障害者の施設での給食費に助成すること。視覚障害のガイドヘルパーは無料にすること。
- 【16】障害者施設への仕事斡旋と製品の公共活用を広げること。
- 【17】季節療育事業への補助金を増額すること。
- 【18】身障者福祉タクシー制度の対象の枠を拡大するとともに、障害者用自家用車への燃料費支援を行うこと。
- 【19】障害者住宅整備資金融資制度をつくること。
- 【20】公文書の点字化と点字ワープロを増設すること。点字による防災ガイドブックを配布すること。
- 【21】公共施設にファックスを設置し、聴覚障害者ファックス貸与制度を充実すること。また、メールによる行政情報配信を行うこと。
- 【22】障害者医療の無料化を3級まで拡大し、所得制限を撤廃すること。
- 【23】障害(児)者の歯科治療を拡充すること。
- 【24】周産期・新生児の救急搬送システム・医療体制を拡充すること。
- 【25】保健師を増員し、乳幼児への全戸訪問体制をつくること。
- 【26】保育所の「定数」を増やし、産休・育休明け保育、障害児保育や保育時間の拡充をはかること。一時保育施設を全市的に配置し、制度の拡充をはかること。
- 【27】公立保育所の民営化は行わないこと。アトピー除去食対策にも補助金の適用を拡大すること。
- 【28】保育所の耐震化・大規模改修を早期におこなうこと。民間保育園の耐震調査・耐震化への助成を行うこと。
- 【29】民間保育園への助成金を増額し、職員の処遇改善を行うこと。民間保育園での法外負担を解消すること。
- 【30】チャイルドシート購入にたいして補助すること。
- 【31】子育てサークルへの補助制度を創設し、会場確保など支援すること。
- 【32】母子家庭への低所得・高等学校奨学金や入学支度金などについては、上の子どもが20歳を超している世帯も対象にすること。
- 【33】生活福祉資金の手続きの簡素化をはかり、貸付け期間を早めること。
- 【34】生活保護は受給抑制せず、申請用紙を窓口置くこと。同意書の撤廃、自立計画書の提出を強要しないこと。生活保護家庭に対する夏期・冬期見舞金を支給すること。生活支援資金制度(リバースモーゲージ)や5年間の有期保護

制度を導入しないこと。

- 【35】内職センターの補助金を大幅に増額すること。
- 【36】特定疾患の医療費について、一部負担の撤廃を求めるとともに、宇治市での医療費助成を実施すること。
- 【37】市民検診は廃止せず、通年化し、無料にもどすこと。
- 【38】骨粗しょう症検診を実施し、各種ガン検診を無料化・総合検診化すること。心疾患などの成人病検診を実施すること。
- 【39】鍼灸治療助成を拡充すること。
- 【40】乳幼児検診の会場を増やすこと。
- 【41】結核予防対策を抜本的に拡充し、H I V・M R S A・S A R S等の感染症予防対策を強めること。
- 【42】国民健康保険は、一般会計からの繰入増額などで、保険料を値下げすること。保険料・医療費減免制度を拡充し、資格証の発行をやめること。傷病手当制度を実施すること。
- 【43】暮らしの資金を大幅に増額し、通年化すること。
- 【44】公共施設等は「福祉基準」に適合するよう改善すること。
- 【45】社会的ひきこもりの実態を把握し、対応する窓口をつくること。
- 【46】育成学級は、希望者が入級できるよう施設を拡充して、定員をふやすこと。全ての学級で土曜日も開設すること。高学年を復活し、協力金は値下げをすること。
- 【47】笠取第二小学校に育成学級を新設すること。
- 【48】障害者の法定雇用率達成を市内企業に働きかけること。

〔教育委員会〕

- 【1】全国一斉学力テストの参加をやめること。
- 【2】学校給食は直営を堅持し(民間委託校は直営にもどし)、安全でおいしい給食を守り発展させること。
- 【3】いじめや虐待、こどもの安全など対応できる体制を強化すること。
- 【4】不登校児童生徒への指導・援助を強めるためにフリー教員の配置、特別支援教諭を増員すること。相談室や交流室の設置、保健室の拡充、養護教諭の増員など行うこと。
- 【5】小学校に専科制を導入すること。見込学級を認めること。
- 【6】子どもたちと教職員・父母の良心・内心の自由を侵す日の丸・君が代の押しつけをやめること。
- 【7】図書館は指定管理者制度は導入せず、直営で運営すること。
- 【8】学校図書は標準基準を達成するため年次計画を定め、大幅に予算増額して増冊し、専任司書配置・施設改善などをすすめること。
- 【9】図書館の開館時間を延長し、中央図書館を整備・拡張すること。
- 【10】東宇治地域の大規模校をなくすこと。
- 【11】中学校給食を実施すること。全校で食器の改善をおこなうこと。
- 【12】学校給食の食材は、安全が確認できる国内産・地元産品を使うこと。
- 【13】備品費・理科教育振興費・消耗品費などを増額し、父母負担を軽減すること。
- 【14】虫歯治療費を小学6年生まで無料化し、修学旅行費補助、通学費補助など父母負担を軽減すること。
- 【15】クラブ活動助成費、各種代表派遣費を増額す

ること。

- 【16】就学援助制度は、毎年、全保護者に説明書を配付し、虫歯治療制度などを周知し、教育委員会でも受けつけること。医療費や鑑賞費などを対象とするなど支給基準を引き上げること。
- 【17】学校にエレベーター設置などバリアフリー化をすすめること。
- 【18】学校統廃合は行わず、校区の見直しについては、住民の合意なしには進めないこと。
- 【19】「子どもの権利条例」を制定すること。
- 【20】公立幼稚園の3年保育を実施すること。
- 【21】私立幼稚園保護者への就園助成を増額すること。
- 【22】市民美術館を建設すること。当面、文化センターに美術展示場を設置すること。歴史資料館を拡充すること。
- 【23】埋蔵文化財の調査・保存体制、設備を充実し、埋蔵文化財保護センターを建設すること。
- 【24】戦争遺跡を保全・保存すること。
- 【25】スポーツ施設を障害者も利用できる施設に充実すること。
- 【26】スポーツ指導員の養成、増員、処遇改善をすること。スポーツ団体への援助・補助を拡大すること。
- 【27】古都保存法による歴史的・風土保存地区、文化財保護法による伝統的建造物群保存地区の指定をうけ、歴史都市宇治の良さを守ること。
- 【28】学校の消防用設備は不具合を放置することなく、管理・整備すること。

地域別要求

六地蔵地域

- ①御園バス停(東側)の安全を確保すること。
- ②府道大津宇治線東側の歩道を整備すること。
- ③行政サービスコーナー・コミセンをJR六地蔵駅前設置すること。醍醐プラザ跡地をはじめ、周辺のまちづくりは地元要望を反映したものにすること。
- ④JR六地蔵駅のバリアフリー化をすすめること。

木幡・炭山・笠取地域

- ①府道京都宇治線ののぼり三差路を改良すること。
- ②市道木幡25号線踏切の安全対策をすること。
- ③市道大瀬戸熊小路線を早期に全線拡幅すること。
- ④南御蔵山・北御蔵山・中御蔵山町内の側溝改修をすすめること。
- ⑤観音寺台町内会内の側溝を整備すること。
- ⑥平尾集会所の改修を行うこと。
- ⑦市道木幡210号線の整備をすすめること。そのための諸課題を解決すること。南山9番地の道路の排水対策を行うこと。
- ⑧府道二尾木幡線、谷山林道、炭山・笠取地域など山間地域への産業廃棄物の持ち込み・埋め立てに対して現状を回復させ、不法投棄の対策強化を行い、豊かな自然を守ること。
- ⑨山間地域のゴミ収集を週2回にすること。
- ⑩JR木幡踏切を拡幅すること。JR木幡駅のバリアフリー化をすすめること。
- ⑪市道芝ノ東金草原線に歩道を設置し、明星保育園前変則交差点を改良すること。当面、安全対策をすること。
- ⑫木幡地域福祉センターを拡充すること。
- ⑬木幡西浦の市道木幡74号、78号、363号、364号

の交差点の安全対策をすること。

- ⑭市道木幡41号線の側溝に蓋をすること。
- ⑮市道五ヶ庄六地蔵線と市道南山畑中村線との交差点の歩行者安全対策を講じること。
- ⑯東宇治浄化センター内の閉鎖されたグラウンドを再開できるよう安全対策と整備を行うこと。

五ヶ庄地域

- ①広岡谷町内の側溝を改修すること。同町内の出入口を改良・拡幅すること。
- ②市道宇治五ヶ庄線福角団地前付近を改良すること。
- ③府道京都宇治線黄檗踏切り交差点を改良拡幅し、同時に歩道整備を行い、JR黄檗踏切を拡幅し歩行者の安全を確保すること。
- ④行政サービスコーナーの業務を拡大し、市役所出張所にする。
- ⑤市道五ヶ庄221号線の歩道を延長し、速度規制などの安全対策をはかること。
- ⑥岡本踏切を拡幅するとともに府道京都宇治線岡本踏切交差点の改良をすること。
- ⑦東宇治中学前に横断歩道を設置すること。
- ⑧京都大学宇治キャンパス整備事業に伴う道路整備では、京大前3.5m歩道整備を黄檗停車場まで連続して行うこと。

菟道・羽戸山・明星町・志津川地域

- ①京阪三室戸駅から明星町入口までの道路拡幅は関電用水路を暗渠化し、歩道を再整備すること。都市計画道路明星線を推進すること。
- ②市道菟道槇島線と乙方三番割線の交差点に信号の設置など、安全対策をはかること。
- ③車田地区内に児童公園を設置すること。
- ④黄檗山手線の開通にともなう交通量増加に対して、川東京大線の交通渋滞・交通安全対策・環境対策を講じること。
- ⑤志津川地域にバス路線を新設すること。
- ⑥志津川区内の騒音公害の解決を早急に図ること。
- ⑦宇治五ヶ庄線三室戸駅西側の道路を改修し歩行者の安全対策をはかること。
- ⑧京阪三室戸駅から三室戸寺への経路上に公衆トイレ、休憩所などを設置すること。
- ⑨川東京大線の隼上り瓦窯跡東側の歩道部分について、階段状になっている所はフラットにすること。

宇治・白川地域

- ①里尻地域に集会所を新設すること。
- ②太陽が丘入口付近から白川山本線にかけて歩行者の安全対策を講じること。
- ③県通りの側溝改修と歩道整備をするとともに、県通りの通過車両を減少させるための抜本的な道路計画をたてること。
- ④JR宇治駅南側広場の夜間の照明を強化すること。
- ⑤宇治橋東詰に交番・観光案内所・トイレを設置すること。
- ⑥白川地区内の交通安全対策(通過交通のスピード規制など)を図ること。
- ⑦白川地区の土砂採掘など、違法・脱法的な乱開発を許さないこと。
- ⑧半白地域に大規模集会所を建設すること。
- ⑨大谷・野神地域の側溝整備をスピードアップすること。

槇島地域

- ①住民の足を確保するためにコミュニティバスを運行すること。
- ②京滋バイパスガード下、吹前東付近の放置車両を取り締まること。
- ③門口、幡貫付近の用水路の浄化のため草魚を放流すること。
- ④市道十一外線北側の歩道中央の電柱を移設し、歩道を整備すること。
- ⑤市道槇島13号線について、安全に横断できるように改良すること。
- ⑥用水幹線2号沿いの道路を全面改修すること。当面通学路の安全確保のため用水路の鉄のふたや柵の点検・補修を行うこと。
- ⑦市道槇島23号線に歩道を整備すること。
- ⑧目川南北道路の整備を促進すること。
- ⑨工業地域に水道・下水道を整備すること。
- ⑩京滋バイパスの交差点の安全対策について、国・府との協議をすすめ、実行すること。
- ⑪承水構3号の整備を延長するとともに、水質浄化対策を講じること。
- ⑫府道黄檗停車場線と市道槇島23号線の歩道整備をすすめること。

広野地域

- ①JR新田駅に東口を設置するとともに、跨線橋への屋根を設置すること。
- ②新宇治淀線（大久保小から大久保交差点）は住民合意のうえで促進すること。側道・北進は見直すこと。大久保小南西角の交差点を安全に改良すること。
- ③城陽市との行政区界を明らかにし、市道広野114号線を早期に整備すること
- ④大久保駅前広場は地権者などの合意で早期に設置すること。当面、送迎用一般車両・マイクロバスの車寄せを設置すること。
- ⑤市道下居大久保線の犬の糞害をなくすこと。低

木は日常管理をきちんと行い、見通しを確保すること。

- ⑥桐生谷・一里山の水道老朽管を取り替えること。
- ⑦桐生谷から一里山へ通じる一方通行の狭い箇所を拡幅すること。

神明・開地域

- ①城南荘10筋目に信号機を設置すること。
- ②城南荘の桜を生かした道づくりを住民合意の上で促進するとともに、側溝改修をすすめること。
- ③南陵南集会所を増築すること。
- ④公共下水道を羽拍子・宮北・神明石塚地域へ早急に新設すること。
- ⑤南陵町4～5丁目の市道舗装のやり直しをすること。

大久保地域

- ①地域福祉センターを建設すること（複合施設として、高齢者や青年が自由に使える施設も）。
- ②JR新田駅と近鉄大久保駅の連絡道路の建設・駅前広場など大久保駅周辺整備をすすめること。
- ③府道宇治淀線の古川橋の改修が完了した下で、古川上流右岸の管理用道路を整備すること。その道路との関連で、市道大久保3号線（国道24号線のトンネル部）から古川へ通じる市道大久保1号線を整備すること。
- ④南宇治中・平盛小（大久保22号線）、西大久保小前の道路を改修すること。
- ⑤旦椋市営住宅前から西へ、道路を新設すること。
- ⑥大久保南の口（大久保42号線から東方向、ダイカクガレージ北側）の側溝を暗渠にすること。
- ⑦府営西大久保団地の全面改修に際しては、住民の声を聞くこと。エレベーター設置にともなう住民負担の増加をさせないこと。
- ⑧南の口、市道大久保42号線から東に向かうダイカクガレージ北側の水路に溝蓋を設置すること。

伊勢田地域

- ①毛語・井尻・浮面・ウトロ地域の水害を解消すること。井尻・ウトロ地域は抜本的に行うこと。
- ②府道八幡宇治線の近鉄踏切からダックス伊勢田店付近の拡幅と歩道整備など通学・通行者の安全確保を行なうこと。
- ③ウトロ地域の街づくりは、国・府・市の役割を明確にし、住民参加ですすめること。

小倉地域

- ①市道小倉安田線から国道24号線へのアクセスを整備し、府営住宅北側に信号機を設置すること。
- ②京都銀行前交差点を改良すること。
- ③西小倉地域での違法駐車をなくすこと。
- ④小倉方面から市役所方面へのバスを増便すること。（タイヤの改正を求めること）
- ⑤主排5号の浚渫と草刈り、並びに改良工事をおこなうこと。
- ⑥小倉駅前の不法駐輪をなくし、歩行者の通行の安全を確保すること。小倉駅前の駐輪場の開設時間を近鉄電車の最終便までとすること。
- ⑦巨椋池の排水路の浚渫・除草などを宇治市が責任をもっておこなうこと。
- ⑧民間集会所の維持・管理への補助を拡充すること。
- ⑨小倉駅地下東西通路のバリアフリー化をすすめること。
- ⑩市が引き取った里道や水路などの官有地を、緑道などに計画的に整備すること。
- ⑪不特定の市民が往来する私道については、市が責任を持って維持管理すること。
- ⑫山際地域の下水道の未整備地域について、整備を行うこと。
- ⑬府道小倉停車場線の旧京都信用金庫前の交差点を改良し、歩行者の安全確保をはかること。

ご意見をお寄せ下さい。



かわ はら かず ゆき
川原 一行
開町37-1
43-6735



帆 足 けい こ
ほあし 慶子
木幡御蔵山39-1023
31-6650



みず たに おさむ
水谷 修
宇治大谷33-9
22-5831



やま さき きょう いち
山崎 恭一
木幡南山畑28-42
32-6558



向 野 けん いち
むくの 憲一
大久保町旦椋13-7
43-6709



中 路 はつ ね
なかじ 初音
五ヶ庄戸ノ内28-28
33-5004



みや もと しげ お
宮本 繁夫
伊勢田町砂田6-74
23-7502



さか もと 優 こ
坂本 ゆう子
宇治壱番29グリーンピア宇治507
21-1784